

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市 Wi-Fi モバイルルータ貸貸借業務
- (2) 規格及び仕様 仕様書のとおり
- (3) 賃借期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで（48 か月）
- (4) 納品場所 東大阪市役所本庁舎 6 階 行政管理部情報政策室情報政策課
- (5) 入札金額 賃貸借料月額（税込）
- (6) 仕様書等 [情報政策課ウェブサイト](#)に掲載

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 [情報政策課ウェブサイト](#)
- (2) 日時 令和 7 年 4 月 7 日（月）午前 10 時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加意思表示から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 東大阪市財務規則第 88 条第 2 項の規定による「令和 6・7・8 年度入札参加有資格者名簿（物品・役務）」に登録されており、以下の業種・種目のいずれかを希望していること。
 - ・007 備品-06 通信・電気設備・視聴覚設備機器
 - ・031 情報処理-01 システム開発・運用
 - ・031 情報処理-99 その他
 - ・047 上記以外での役務の提供-01 上記以外での役務の提供のうち、具体的な業務内容として通信回線や通信サービス関連の提供を届出していること。
- (2) 過去 3 年間（R4～R6）で自治体における当該業務に類似する業務の契約について 1 件以上の受託実績があること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	期日等
(1) 公告	令和 7 年 4 月 7 日（月）
(2) 質問受付期限	令和 7 年 4 月 10 日（木）正午まで
(3) 質問への回答	令和 7 年 4 月 11 日（金）
(4) 入札参加意思表示表明期限	令和 7 年 4 月 15 日（火）正午まで
(5) 入札及び開札	令和 7 年 4 月 18 日（金）午前 10 時

5 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
[情報政策課ウェブサイト](#)に掲載の電子申請システムから質問すること。
- (2) 質問受付期限

「4（2）質問受付期限」のとおり。

（3） 回答方法

「16 提出及び問合せ先」に記載のアドレスから質問者全員にメールにて回答する。

（4） 回答日

「4（3）質問への回答」のとおり。

6 入札参加意思表示

（1） 申請方法

[情報政策課ウェブサイト](#)に掲載の電子申請システムから申請すること。

（2） 申請期限

「4（4）入札参加意思表示期限」のとおり。

7 入札及び開札の場所及び日時等

（1） 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所本庁舎 6 階 事後処理室

（2） 日時 「4（5）入札及び開札」のとおり。

（3） その他 開札は入札直後、同室で入札者立会の下で行う。

8 入札参加の辞退

入札参加意思表示後に辞退する場合は、速やかに辞退の旨を「16 提出及び問合せ先」に記載のアドレス宛にメールで連絡すること。件名は「【辞退】Wi-Fi モバイルルータ賃貸借業務」とすること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

9 入札に参加することができない者

（1） 入札参加意思表示から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。

（2） 入札参加意思表示から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの。

（3） 入札参加意思表示を申請しなかったもの。

（4） 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

10 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 96 条第 2 号の規定により免除する。

11 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

12 入札の方法

（1） 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、無効とする。

（2） 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。

（3） 入札者は、入札書を入札箱に投函すること（入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることは

できない）。

- (4) 入札用紙は[情報政策課ウェブサイト](#)上に掲載の指定様式に限ること。

※件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意すること。

- (5) 代理人により入札する場合は、入札時、委任状を提出すること。

※委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること（届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要）。

①入札日及び件名

②届出の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名

④代理人の氏名

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。

- (2) 契約保証金は、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除する。

14 賃貸借料

機器調達費及び回線利用料（ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等の諸費用を含む）をあわせて賃貸借料とし、1 ヶ月ごとに支払うものとする。

15 その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。

- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。

- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

①親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

②親会社を同じくする子会社同士の者

③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 提出及び問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所本庁舎 6 階 行政管理部情報政策室情報政策課

T E L : 06-4309-3108

メー ル : joho@city.higashiosaka.lg.jp

担 当 : 南後